

北方領土問題の早期解決を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の長年の悲願である。

ところが、戦後65年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日ロ両国間には平和条約も締結されていない。さらに、昨年11月にはメドベージェフ・ロシア大統領が国後島を訪問し、それ以降も第一副首相や国防相などロシアの政府高官が相次いで北方領土を訪問するなど、ロシアによる不法占拠を既成事実化しようとする強硬姿勢が見られ、このような中、先般の日ロ外相会談では、今後の交渉継続は確認されたものの、北方領土問題は平行線のまま終わり、問題解決の道筋すら立っていないことは、まことに遺憾なことである。

また、ロシアは北方領土の開発に第三国の企業の投資を呼び込む方針を打ち出し、中国や韓国の企業の進出計画が次々と明らかになっているが、北方領土に対する我が国の立場からは、全く受け入れられないものである。

よって、政府におかれては、このような北方領土への第三国の企業進出を食いとめるため、関係国へ働きかけるなどの対応に努めるとともに、北方領土の一日も早い解決に向けて、これまでの日ロ両国間の諸合意、諸文書をもとに毅然とした姿勢を示しつつ、粘り強く領土交渉を推し進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月29日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
外 務 大 臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	